



平成18年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社 ク レ ッ ク ス

代表者名 代表取締役社長 倉地孝幸

(JASDAQ: コード 7568)

問合せ先

常務取締役管理本部長 小野和一

(TEL.043-234-2242)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し、平成18年6月29日開催予定の第46回定時株主総会で、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- ①定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ②旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ③「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴い定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

(2) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、株式会社クレックスと称する。 英文では C L E X C o . , L T D. と表示する。 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこととする。 (1) ガス及びガス器具類の販売 (2) ガス供給施設の設計、施行並びに管理 (3) 冷暖房、給排水、衛生設備の設計、施工、販売 (4) 土木、建築工事の設計、施工 (5) 不動産売買、賃貸、仲介及び斡旋 (6) ホテル及びレストランの経営 (7) 各種設備機器の設計、施工、販売 (8) 家庭用品、電気製品、事務機器、食料品の販売 (9) 損害保険代理業 (10) ガソリン、灯油、その他家庭用燃料の販売 (11) 警備業法に定める警備業 (12) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律に基づく一般労働者、特定労働者派遣事業 (13) 前各号に付随する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第1章 総 則 (商 号) (同 左) (目的) (同 左) (本店の所在地) (同 左) (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 株 式</u> <u>(発行する株式の総数)</u></p> <p>第5条 当会社の<u>発行する株式の総数は、40,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当会社は<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受け</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">(1単元の株式数)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に据え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 株 式</u> <u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第5条 当会社の<u>発行可能株式総数は、40,000,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得する</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(第8条2項に移項)</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第8条 当会社は株式に係わる株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて選定し、公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) 第9条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単位未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(基準日) 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	(基準日) 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。	2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。
第3章 株主総会 (招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。	第3章 株主総会 (招 集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。	(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. 商法第343条の定める決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p>	(決議の方法) <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
(議決権の代理行使) <p>第15条 株主総会において、株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権行使することができる。株主または代理人は当会社に対し、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。</p>	(議決権の代理行使) <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
(議事録) <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載して、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印し、これを当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p>	(議事録) <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p>
(取締役の員数) <p>第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p>	(取締役の員数) <p>第17条 当会社は取締役会を置く。</p>
(取締役の選任) <p>第18条 当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</p>	(取締役の選任) <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終決算期に関する定時株主総会の締結の時までとする。	(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役会長及び代表取締役社長を各1名選任する。 2. 代表取締役会長及び代表取締役社長は、当会社を代表する。 3. 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができ、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任する。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役会長および代表取締役社長を各1名選定する。 2. 代表取締役会長および代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 前項のほか、取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役を選定することができ、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。 2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに通知する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、全取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもってこれを決する。	(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役会の議事録)</u> 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会規則において定める。	(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(取締役の報酬及び退職慰労金) 第21条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により、これを定める。	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役及び監査役会 (新 設)	第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第28条 当会社は監査役および監査役会を置く。
(監査役の員数) 第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(監査役の員数) 第29条 (同 左)
(監査役の選任) 第27条 当会社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。	(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役)	(常勤監査役)
第29条 監査役は、互選により、常勤監査役を選任する。	第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知)	(監査役会の招集通知)
第31条 監査役会を招集するには、各監査役に対して、会日の3日前までに通知する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(監査役会決議の方法)	(監査役会決議の方法)
第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。	第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新 設)	(監査役会の議事録)
(監査役会規則)	第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会規則において定める。	(監査役会規則)
(監査役の報酬及び退職慰労金)	第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により、これを定める。	(監査役の報酬等)
(新 設)	第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	(会計監査人の設置)
(新 設)	第38条 当会社は会計監査人を置く。
(新 設)	(会計監査人の選任)
(新 設)	第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新 設)	(会計監査人の任期)
	第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
	(会計監査人の報酬等)
	第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u> <u>(営業年度及び決算期)</u></p> <p>第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(利益配当金)</u></p> <p>第35条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(中間配当)</u></p> <p>第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第239条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(利益配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第37条 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u> <u>(事業年度)</u></p> <p>第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(期末配当金)</u></p> <p>第43条 当会社は株主総会の決議によつて毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による余剰金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(中間配当金)</u></p> <p>第44条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める余剰金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(期末配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

以 上